

雲南市定住推進住宅新築助成事業に関する整備基本契約書

雲南市定住推進住宅新築助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関して、雲南市長（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）は、雲南市定住推進住宅新築助成事業補助金交付要綱第7条に基づき整備基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この契約、本事業により建設する賃貸住宅について、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この契約における用語の定義は、本契約書の本文中において特に明示されるものを除き、雲南市定住促進住宅新築助成事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）において定めるところによる。

（契約期間）

第3条 契約期間は本契約を締結した日から管理期間が完了するまでとする。

（使用目的）

第4条 乙は、本契約により建設する賃貸住宅（以下「本物件」という。）を居住目的以外に使用してはならない。

（入居者の入居条件及び優先入居）

第5条 本物件における入居者の入居条件及び優先入居の条件については以下の通りとしなくてはならない。

- 2 入居条件においては、夫婦もしくは夫婦いずれかが40歳までの世帯、若しくは中学生以下の子供がいる世帯とすること。
- 3 入居においては、UIターン世帯を優先させること。
- 4 前各項の規定は、市長が認める場合はこの限りではない。

（賃貸住宅の管理及び財産処分の制限等）

第6条 乙は、補助金の交付を受けた日から10年間は、本物件の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

- 2 甲と乙は、この基本契約の締結により、事業の完了から10年が経過する日の属する年度末まで、本物件を交付要綱に基づき適正に管理しなければならない。
- 3 災害その他の理由により対象住宅を引き続き管理することが困難であると甲が認めたときは、管理期間中であっても本物件の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

4 前各項の規定は、補助金の交付から10年を経過した場合又は乙が別表により算出した金額を甲に納付した場合は、適用しない。

(入居状況の報告)

第7条 乙は、事業完了の翌年度から10年間、本物件の利用状況を甲に報告をしなければならない。

(協議)

第8条 乙は、交付要綱に基づき設定した入居条件又は入居者の募集方法等、本物件の入居管理上必要な事項において変更を行うときは甲と事前に協議を行わなければならない。

2 本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

別表 (第6条関係)

経過年数	納付額
1年未満	補助金交付額の全額
1年以上 2年未満	〃 90%
2年以上 3年未満	〃 80%
3年以上 4年未満	〃 70%
4年以上 5年未満	〃 60%
5年以上 6年未満	〃 50%
6年以上 7年未満	〃 40%
7年以上 8年未満	〃 30%
8年以上 9年未満	〃 20%
9年以上 10年未満	〃 10%

この基本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 雲南市木次町里方521番地1

雲南市長 速水雄一

(乙)